

ご利用規約

第1章

第1条（目的・名称）

合同会社 Mom's sun きらりほいくえん（以下ママズサン）は、病児保育及び子育てに関する事業を行う事により地域の子育て環境の向上、次世代の子育てについての啓発及びこれらによる地域社会の活性化を図る事を目的とする団体です。

第2条（適用範囲）

本規約は、ママズサンが提供する病児保育等のサービスの利用を申請しママズサンが申請を承諾した全ての者（以下利用会員と称します）に適用されます。

ママズサンが、法令の範囲以内で書面により本規約と異なる特約を結んだ時には、前項に関わらず当該特約が優先するものとします。

第3条（定義）

1、保育者

保育者とはママズサンの保育に関する職務に従事し、看護師資格、保育士資格を有しており、ママズサンで研修を積んだ子育て経験者が担当させていただきます。担当の指名は出来ません。

2、病児保育

病児保育とは生後8週～小学校6年生までの利用会員の子ども（以下対象者と称します）が風邪その他の病気に罹患した場合に、保育者が当該対象児を一時的に預かり、保育をする事を言います。

第2章

第4条（利用会員資格）

利用会員としての資格は、次の条件を満たした者に与えられます。

1、対象児の親

2、反社会的勢力にかかる団体またはその関係者でない者

3、健康保険に加入している事

4、ママズサンの入会健康チェックにより、病児保育の提供が困難でないと判断された方

<健康チェックで病児保育の提供が困難と判断される可能性のある対象児の例>

- ・医療行為が恒常的に必要な障害を持った子ども
- ・専門的な特別支援教育を必要とする子ども
- ・アレルギーなどの症状が著しく重い子ども

- ・慢性疾患があり通常保育の困難な子ども

第5条（利用手続き）

病児保育を利用する場合、本規約に同意の上、登録手続きを行う必要があります。
お手続き終了後、必要書類一式が確認された時点から利用開始となります。

第6条（利用会員の一時停止・除名）

利用会員が以下のいずれかの事由に該当するとママズサンが判断した場合、ママズサンは、利用会員の資格の一時停止または除名をすることができます。この場合において、利用会員は利用会員資格の一時停止または除名の時点における未納金があるときは、これを即日に関納し、利用会員資格の一時停止または除名の日に属する月の利用料を即時に現金で支払うものとします。

- 1、本規約に違反した場合
- 2、ママズサン及び他の利用会員の名誉又は信用を毀損し、秩序を乱した場合
- 3、利用料金の支払いを遅滞し、支払いの催告に応じない場合
- 4、法令に違反する行為を行った場合
- 5、ママズサンに対して虚偽の報告を行った場合
- 6、ネットワークビジネス、宗教勧誘又は政治動員を他の利用者に対して行った場合
- 7、反社会勢力の関係者であることが判明し又はその疑いがあるとママズサンが判断した場合
- 8、対象児の健康状況に変化があり、ママズサンが病児保育の提供が困難であると判断した場合

第7条（利用会員資格の譲渡）

利用会員は、有償・無償を問わず、利用会員の地位を第三者に譲渡、移転、又はその他処分をすることはできません。

第8条（退会手続き）

- 1、利用会員がママズサンからの退会を希望する場合、退会希望前月20日までに退会希望の旨をご連絡ください。
- 2、利用会員は、退会時に未納の利用料金を完納する義務を負います。

第9条（利用会員の義務）

利用会員はママズサンに対し、以下に掲げる義務を負います。

- 1、利用料金について、料金表に基づきその料金を滞りなく支払うこと
- 2、入会時に住所などの個人情報、対象時の健康状態についてママズサンに届け出ること
- 3、入会時に届け出た情報について変更があった場合は、速やかに届け出ること
- 4、保育を予約する際は、対象時の症状・病歴・アレルギーの有無、その他の対象児を保育するために必要な事項としてママズサンが定めた事項を告知すること
- 5、対象児の健康情報について変更があった場合は速やかに届け出ること

- 6、保育を予定していた対象児が、入院その他により病児保育の利用が困難な状態に至った場合、その旨を速やかに届け出ること
- 7、保育利用中は届け出ている連絡先で必ず連絡が取れるようにすること
- 8、保育利用中、対象児の病状変化によりママズサンから帰宅要請があった場合、速やかに応じること

第3章 対象児の保育

第10条（利用方法と利用の中止）

- 1、利用会員はママズサンの指定する方法に従って保育の予約を行い、保育を利用する
- 2、以下の場合には保育の利用ができないもしくは中止する場合があります。
 - ①重度の疾患の場合
 - ②保育中に著しく病状が悪化した場合
 - ③医師が保育の利用を禁止した場合
 - ④自然災害や停電、断水、交通機関の大幅な乱れなどにより、サービスの提供を継続することが困難になった場合、もしくはママズサンが保育の安全を保てないと判断した場合
 - ⑤第9条第2項から第6項までに定める事項についてママズサンに対し正確に伝達しなかった場合
 - ⑥その他利用会員が本規約に違反した場合

第11条（保育者の選定と指定）

ママズサンはママズサンの判断基準に基づいて保育者を選定し、利用会員はその選定をママズサンに委ねることとします。

第12条（医療行為）

- 1、保育者は医療又はそれに準ずる行為は行いません。
- 2、保育者が利用会員に代わって与薬をする際は、与薬依頼書の提出が必要となります。その与薬依頼書の指示に従い与薬いたします。
その結果についてママズサン及び保育者は一切の責任を負わないものとします。
- 3、病児保育をご利用時は医師の連絡票が必要となります。保育者が代行して受診することもできます。
そのため登録時に以下の委任状・承諾書を提出していただきます。
 - ①保育者が受診付き添いをする
 - ②保育者が診断結果を聞く
 - ③受診の際医師が処置すること
- 4、保育中に対象児の病状が悪化した場合、保護者に相談なく協力医に受診する場合があります、その場合の報告は事後になることがあります。利用会員は承諾するものとします。

第13条（直接契約の禁止）

- 1、利用会員は業務を遂行する保育者に同種の業務について直接の契約をしてはなりません。
- 2、利用会員は、前項に違反した場合、ママズサンに対して100,000円の違約金を支払わなければなりません。

第4章 事故

第14条（損害賠償の範囲）

- 1、保育者が対象児を保育中、保育者の故意又は過失により対象児又は利用会員の物品に損害を与えた場合、ママズサンはその損害につきママズサンが加入している賠償保険の範囲で賠償いたします。
但し、保育者に過失がある場合でも以下の損害についてママズサンは何ら責任を負いません。
 - ①保育者が第9条第2項から第6項までに定める事項についてママズサンに対して正確に伝達しなかったことに起因する損害
 - ②利用会員が保育スペースに金品その他の貴重品を置いていたこと、その他適切に物品を管理していないことに起因する損害
 - ③保育の依頼を受けていない子どもに起因する損害
- 2、保育者が対象児を保育中、対象児に乳幼児突然死症候群（SIDS）等の原因不明の事故が発生した場合において、ママズサンが事故当時の状況に照らして適切な処置を講じた場合、ママズサンは何ら賠償責任を問いません。

第5章 個人情報保護

第15条（個人情報の取り扱い）

ママズサンの利用会員の個人情報に関し、適切に利用管理を行います。

第6章 通報

第16条（児童相談所等に対する通報）

児童虐待の防止等に関する法律第6条の基づき、ママズサンは児童虐待の可能性があると判断した場合において、福祉事務所又は児童相談所に通報いたします。

第17条（細則）

業務遂行条必要な細則等は、ママズサンがこれを定めるものとし、定めた細則等は利用会員に公開するものとします。

第18条（本規約の改定）

- 1、ママズサンは必要に応じて本規約を変更することができるものとします。
- 2、ママズサンは本規約の変更をする場合、内容を変更する1ヶ月前までに利用会員に対して通知するものとします。変更内容の通知後利用会員が病児保育を利用したり、3ヶ月以内に退会しなかった場合、利用会員は同意したものとみなします。

第19条（サービスの変更・停止・廃止）

ママズサンは、天災・法令制定・改廃・行政指導・社会情勢・経済状況の著しい変化やその他やむを得ない場合、本サービスを変更・停止又は廃止することがあるものとします。ママズサンが本停止をする場合、利用会員は本サービスの属する前月の利用料を請求に沿って支払うものとします。

第20条（営業時間と休業日）

- 1、営業時間は原則午前8：30～18：30とします。ただし、諸事情により休業する場合はホームページなどにより記載し通知いたします。また、キャンセル・変更の窓口業務については、概要の受付時間内に通知があった場合のみ対応いたします。
- 2、ママズサンの休業日は、土曜・日曜・祝日・年末年始休暇となります。
諸事情にて休業する場合がありますのでご了承ください。

第21条（管轄裁判所）

本規約に起因して生じた一切の紛争については、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

合同会社 Mom's sun

令和4年1月 改定